

山梨県公報

号外第五十八号

平成十九年
七月十三日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年七月十三日

山梨県監査委員	野 田 金 男
同	早 川 正 秋
同	清 水 武 則
同	高 野 剛

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
中北保健福祉事務所(峡北支所)	平成19年5月28日
中北林務環境事務所	
中北保健福祉事務所	平成19年5月29日
衛生監視指導センター	
中北建設事務所	
中北地域県民センター	平成19年6月5日
中北農務事務所	
中北建設事務所(峡北支所)	
峡東農務事務所	平成19年6月6日
峡東建設事務所	
峡東地域県民センター	平成19年6月7日
峡東保健福祉事務所	
峡東林務環境事務所	

2 監査対象期間

平成18年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘(件)								1	1
指導(件)	10	4	1	5	5	1	3		29
注意(件)	1								1
合計	11	4	1	5	5	1	3	1	31

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務についていくつか不適切な処理があった。
(峡東地域県民センター)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
① 使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
② 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項

- ① 前渡資金精算に係る証拠書に不備があり改善を要するもの
- (3) 物品管理に関する事項

- ① 保管転換に関する事務手続きに不備があり改善を要するもの
② 出納簿に不備があるなど物品管理で改善を要するもの

(4) 財産管理に関する事項

- ① 未登記の用地があり改善を要するもの

(5) 契約に関する事項

- ① 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
② 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの

(6) 工事に関する事項

- ① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの